

平成 17 年 6 月 3 日

各 位

会 社 名 株式会社ほくほくフィナンシャルグループ
代表者名 取締役社長 高木 繁雄
(コード番号 8377 東証第一部・札証)

債権の取立不能又は取立遅延について

当社子会社の株式会社北海道銀行の取引先である株式会社ユニークショップつしまに対する債権について、下記のとおり取立不能又は取立遅延のおそれが生じたので、お知らせ致します。

記

1. 当該取引先の概要

- | | |
|-----------|---------------------------|
| (1) 商 号 | 株式会社ユニークショップつしま |
| (2) 所 在 地 | 北海道函館市美原 3 丁目 1 3 番 1 5 号 |
| (3) 代表者氏名 | 對馬 孝一 |
| (4) 資本の額 | 1 7 6 百万円 |
| (5) 事業の内容 | 不動産賃貸業 |

2. 当該取引先に生じた事実及びその事実が生じた年月日

株式会社ユニークショップつしまは、平成 1 7 年 6 月 3 日付で函館地方裁判所において、破産法第 2 8 条に基づく保全処分を受けました。

3. 当該取引先に対する債権の種類及び金額

貸出金 4 , 6 0 8 百万円

4. 当社の業績に及ぼす影響

上記債権額のうち、担保等により保全されていない回収不能見込額につきましては、株式会社北海道銀行において、既に引当済みであり、公表しております当社の業績予想に変更はございません。

< 本件に関するお問い合わせ先 >

株式会社北海道銀行 広報室 兼問 TEL: 0 1 1 - 2 3 3 - 1 0 0 5

以 上